

# 益田家文書に見る浦方制度

## ～益田家給領と周辺諸浦の漁場争論を中心に～

木 部 和 昭

### 1, はじめに

萩藩の永代家老であった益田家は、藩の要職を代々歴任した家柄であり、同家に伝来する文書群<sup>1)</sup>は、萩藩の藩政史研究にとって重要な一級史料を多く含んでいる。その一方で、益田家そのものは、奥阿武郡宰判（長門国阿武郡北部）須佐村に居館を構え、多くの家臣を抱えた給領主としての側面も有していた。その知行高は1万2千石余とまさに小大名並みの規模であり、益田家の給領地では独自の領政が展開されていた。当然、益田家文書からは、そうした領政の具体相を明らかにすることも可能である。

そこで本稿では、浦方制度（漁業制度）を中心に須佐益田家の領政の一端を取り上げてみたい。具体的には、益田家給領であった須佐浦と寄組兎玉家給領であった惣郷村尾無との漁場関係、同じく益田家給領である須佐村尾浦（大浦）・下田万村と藩の蔵入地（直轄地）であった江崎浦との漁場争論を中心に分析を加えていく（位置関係は後掲の図表1参照）。特に後者では、給領地と蔵入地の間における漁場争論を取り上げることで、給領独自の浦方制度の実態を明確化するとともに、萩藩の浦方制度の特質についても、新たな視点で捉え直してみたい。

### 2, 萩藩の浦方制度の概要

奥阿武郡宰判にまとまって存在する益田家の給領地の内、須佐村・上下田万村・鈴野川村は「一郷一村知行」と呼ばれ、その村落の一円知行権を認められていたから、山野河海に至るまでの一切を包括的に支配することが可能

1) 益田家文書は東京大学史料編纂所所蔵。以下、益田家・所蔵番号と略記する。

であった。このため、益田家給領内では、独自の浦方制度を展開することができたわけである。しかしながら、それはあくまでも、萩藩の浦方制度の枠組みに規定されたものであった。したがって、益田家給領諸浦の在り方を理解する前提として、まずは藩の浦方制度について理解しておく必要がある。

萩藩の浦方制度の基本的枠組みは、漁業集落を「浦方」として把握し、その生産基盤である漁場＝海面に石高制原理を適用させた点に特徴づけられる。

近世初期の慶長検地（三井検地，1607～11年実施）および次の寛永検地（熊野検地，1625～26）では、漁業集落には「浦屋敷石」と「浦浮役石」が設定されていた。そして、その後の貞享検地（1686）では、原則的には「浦屋敷石」と「海上石」からなる「浦石」が設定された集落が「浦方」と公認され、浦方制度は完成をみた。後年の宝暦検地（1761～64）でも、その石高はほぼ踏襲されて廃藩に至る。

浦屋敷石とは、文字通り漁民の屋敷地に対する石高であり、漁業專業集落として位置づけられていた浦方の証でもあった。ただし、浦方の陸地はこの屋敷地のみで構成される。一般的に考えれば、屋敷地周辺には当然、田畠・山林などが存在したはずだが、それらは浦方が所属する地方（農村部）に組み込まれていた。萩藩では、漁業集落である浦方が単独で村を構成することはほとんどなく、基本的には浦方は地方の一部として村落を構成していた。このため、村の庄屋の下に「浦年寄」が置かれ、浦方の行政を管轄するのが一般的であった（一部の大きな浦方では「浦庄屋」が置かれる場合もあった）。

次に海上石であるが、これは寛永検地までの浦浮役石が転じたもので、本来は浦方の生業（漁業）に対する小物成の一種であったと思われる。しかし、貞享検地によって設定された海上石は、その名称からして、単なる小物成の域を超えて、漁場海面に対する石高設定の意味合いを強く持っている。海上石は、浦方の地先海面に限定されたものではなく、村域を越えた広範な海域に対して設定されている場合が多い。そして海上石を有する浦々は、この海域で釣漁・網漁を問わず、自由な漁業を、優先的に営むことを認められていた。そうした強力な権利を有する占有海面を、藩が浦方に対して公認した証

こそが海上石であった。なお、浦ごとの占有海面は、基本的に海上傍示（境界）が設定され、大敷網などの特定の網代の優先的漁業権や、寄鯨・寄船（難破船）・異国人漂着に対する諸権利・義務<sup>2)</sup>を明確化する役割を果たした。ただ、沖合での釣漁などは「入相」で行われる場合が多く、浦方がその海域を独占していたわけではない。

以上の浦石（浦屋敷石+海上石）に対し、浦方は当然のことながら年貢負担の義務を負う。浦方の年貢負担は、島石などと同様に、石高1石につき銀10匁の「石貫」で上納するのが原則であった。この浦方の石貫銀は、後年になると地域によって様々な名称が付けられるが、奥阿武郡宰判諸浦では「浦立銀」と呼ばれていた<sup>3)</sup>。

こうした浦石関係の石貫銀上納の他、浦方には固有の諸役負担も課せられていた。これが「海上諸御役目（浦役）」と称されるものである。この役目には、浦触の順達、漁場海域における破難船救助義務の他、幕府役人の上下・九州諸藩の参勤交代・朝鮮通信使往来などに対する舸子や漕船の提供義務があったが、その最たる役目は、藩に対する「舸子役」であった。萩藩では参勤交代などで藩船を運航する際、領内から「御雇舸子」を三田尻に拠出させたが、この夫役は浦石に応じて負担が義務づけられていた。この舸子役は、当初は浦石の高に応じて現人夫を差し出していたが、時代と共に代銀納化も見られた。ただし、日本海沿岸地域（北前諸宰判）の給領諸浦に限り、「御上下の節御雇舸子差出不申、朝鮮船長崎御送せ被成候水主、或ハ唐船事ニ付御用の舸子差出申候事<sup>4)</sup>」という例外規定があり、この地域で頻発した朝鮮漂着船の長崎送還や、唐船の漂着や打ち払いの際の舸子役のみを負担する義務を課されていた。

2) 難破船救助は、負担ではあったが、反面、救助報酬である「歩一銀」の収益ももたらした。また、これらの権利・義務の履行は、何よりも自浦の領海であることを主張する根拠にもなった。

3) 『防長風土注進案』21（奥阿武宰判）より。以下、「注進案」と略記。

4) 享保4（1719）年、舸子役割符「覚」（山口県文書館編『山口県史料 近世法制編上』1976年、pp.692～704）。原史料は毛利家文庫・法令135「諸御書付二十八冊」24所収（山口県文書館所蔵）。貞享検地における領内の浦石の全容が判明する史料である。

以上のように、漁場占有権（優先権）を藩に保障された浦方は、その見返りに様々な年貢諸役を課せられていたことがわかる。

なお、萩藩では、海岸線を有する全ての村に浦方が存在していたわけではないが、浦方以外にも限定的ながら漁業権は認められていた。藩内の沿海地域では、浦方を頂点として、次のような漁場に対する権利関係の階層構造が存在していた。

(a) 正規の浦方。浦石（海上石＋浦屋敷石）を設定され、なおかつ海上諸御役目（浦役）を勤める義務を負う浦方が、沖合海面を漁場として優先的に支配する権利を有しており、最も強い漁業権を持つ。以下の漁業集落と区別して「本浦」「御立浦」とも呼ばれた。

(b) 網代石・獵役石の設定された準漁村。これらの石高は、地先の特定海面（網代）において地方百姓が農閑余業として営む特定の漁業を対象とするもので、漁法や規模にも一定の制限が加えられていた。石高に応じた石貫銀上納の義務は負うが、海上諸御役目は課されていない。そのため、藩はその特定の網代や漁法に対してのみ限定的に權益を保護するが、本浦のような強い漁業権はなかった。

(c) 端浦。本浦の浦石（浦立銀）の一部を負担する見返りに、本浦から限定的な漁業権を認められた集落。本浦に従属する枝浦のようなものである。海域・漁法・規模に制限が加えられるなど、その漁業権が限定的だった点は（b）に似ている。しかし、（b）は藩が直接石高設定をして公認したものであるのに対し、端浦は内々に本浦から漁業権を認められた存在であるため、藩による保護の対象外であり、その漁業権はより脆弱であったといえる。大島郡宰判（周防国大島郡）・上関宰判（同国熊毛郡）で確認される<sup>5)</sup>が、本稿で取り上げる須佐村尾浦もこの範疇に含まれる。

(d) 上記以外の海岸線を有する村（地方）・島嶼部。この地域では全く漁業が認められていなかった訳ではない。村や島は、その固有の権利と

5) 日野綏彦「長州藩における立浦と端浦の性格」（後藤陽一編『瀬戸内海地域の史的展開』福武書店、1978年）によって分析がなされている。

して、地先海面における磯漁・採藻などの簡単な漁業権を認められていた。また、それに対する石高設定は無いから、基本的に年貢諸役の負担は無い。しかしそのことは、(a)～(c)の漁業の支障にならない範囲での漁業しか行えない事を意味しており、漁業権の点では最も弱い立場にあった。

なお、寄鯨に対する権利や、破難船救助義務などは、沖合であれば本浦が管轄したが、海岸に漂着した場合は、(a)～(d)に関わらず、その海岸が属する村浦がこれを担当した。これは、地先海面や海岸線に対する権利・義務は、浦の有無にかかわらずその村に帰属するという原則に基づくもので、(d)の漁業権の根拠と同じ理屈である。

近世期に頻発した漁場や漁法をめぐる紛争（漁場争論）に対する藩の裁決は、こうした階層構造の秩序に基づいて行われた。(a)の本浦同士の争論の場合は、両浦の権利が対等のものとして取り扱われたが、(b)～(d)の準漁村・端浦・地方と本浦との間で争論が発生した場合、上位の漁業権を有する浦方の主張が優先されたことはいままでもない（ただし、浦方が、準漁村や地方の固有の漁業権を侵害した場合を除く）。

しかしながら、萩藩領の漁場争論を見た場合、時代と共に増加してくるのは、準漁村や地方による浦方の漁業権侵害の事例であった。これは、近世期の経済発展の結果、沿海部の地方集落における生業が多様化し、漁業への進出が顕著となったことを反映している。ただし、藩政期中、こうした新興漁村が本浦へ取り立てられることはほとんどなかった<sup>6)</sup>。こうした地方の新興漁村は、圧倒的優位性を藩に保障されていた浦方の前に、その漁業の発展を制限されることになり、その軋轢が漁場争論として多発することになったのである。近世初期に設定された浦方制度は、その時点での浦方の把握と漁業権の公認を行うものであったが、それは、時代と共に台頭してくる新興漁村の実態と、次第に乖離を生じていったのではないだろうか。

6) 前大津宰判青海村の大日比浦は、貞享元(1684)年に準漁村が本浦に取り立てられた稀有な事例である。迫野彰子「『浦方』編成に関する一考察」(『瀬戸内海地域史研究』第7輯、文献出版、1999年)によって分析がなされている(原史料は長門市教育委員会『上利家文書』1995年に収録)。

以上が、萩藩の立場から見た浦方制度の概要である。

### 3. 奥阿武郡宰判地域の浦方

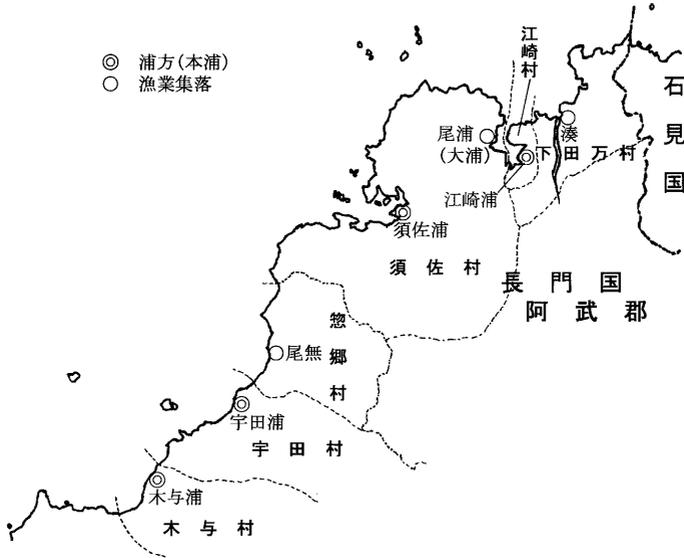
では、益田家給領周辺の浦方・漁業集落はどの様に分布していたであろうか。奥阿武郡宰判の浦方の分布状況をまとめた図表1を参照されたい。この海域には、慶長検地以来、四つの浦方が存在していたが、貞享検地以降も、それは北から江崎浦・須佐浦・宇田浦・木与浦の四浦に固定され、その浦石高は宝暦検地でも踏襲されて廃藩に至る(図表2参照)。

ただし、この四浦の内、須佐浦のみは、享保4(1719)年の鯛子割符「覚」および宝暦3(1753)年「地下上申」<sup>7)</sup>(以上の二つの史料は貞享検地高を反映)に海上石しか記載されない上、天保末年(1843年頃)の「注進案」(宝暦検地高を反映)では浦方関係石高が一切記録されていないなど、他浦と様相を異にする。本来、須佐浦でも他浦同様に、貞享検地で浦屋敷石と海上石が設定され、それが宝暦検地でも踏襲されたはずだが、後年になると浦屋敷石が姿を消しているのである。ところが、明治2(1869)年9月の版籍奉還にともない、全藩士の給領地が藩に還付(采地返上)されて、ようやく須佐浦の浦屋敷石が明らかになる。明治4(1871)年6月に須佐浦庄屋が提出した願書<sup>8)</sup>によれば、須佐村では益田家が領主の時までは、浦屋敷石10.861石が地方の畠石の中に組み込まれていたが、全領地が藩の統一基準で統治される場合、この状況では不都合があるとして、改めて浦屋敷石を明示して、これと海上石から成る浦石を、地方とは別括りにしてもらう事を願い出ている。益田家給領独自の仕法が行われていたことをうかがわせる事例だが、問題なのは、それまでの須佐浦の「海上諸御役目(浦役)」が、海上石76.982石に対してのみ賦課されていたことであり、結果的に須佐浦は約11石ほど負担免除になっていたことになる。他の三ヶ浦は、寄組益田家(須佐益田家の分家)の給領である木与浦も含めて、いずれも浦役は浦屋敷石を含めた浦石に依拠して賦課されていたのであるから、明らかに公平ではない。須佐浦の浦屋敷

7) 『防長地下上申』第4巻(山口県地方史学会, 1980年)。以下、「地下上申」と略記。

8) 毛利家文庫, 政理240「采地返上一件」(山口県文書館所蔵)。

図表 1 奥阿武郡宰判の諸浦



図表 2 奥阿武郡宰判の諸浦(貞享検地～廃藩)

【本浦】

浦名	領地の種類	浦石 (A+B)	海上石 (A)	浦屋敷石 (B)	備考
江崎浦	蔵入地	53.059	47.702	5.357	
須佐浦	須佐益田家給領	(87.843)	76.982	(10.861)	享保4年鯨子割符「覚」, 「地下上申」とともに「海上石」のみ記載。「注進案」には浦方関係石高の記載無し。浦屋敷石は「明治三年采地返上一件控」により補足。
宇田浦	蔵入地	37.652	27.736	9.916	
木与浦	寄組益田家給領	31.486	25.16	6.326	

【その他の漁業集落】

集落名	領地の種類	分類	漁業関係石高	備考
下田万村湊	須佐益田家給領	地方	—	天保期頃から販網を創始して江崎浦と争論に及ぶ
須佐村尾浦	須佐益田家給領	端浦	10.977	但し、須佐浦の海上石76.982石を分与。益田給領独自の差配
惣郷村尾無	寄組兄玉家給領	端浦	10	但し、10石の目安で浦役諸勤とあり、非公式なもの(注進案)

【典拠】 享保4年浦石付立「覚」(『山口県史料 近世編・法制上』, pp. 692~704)  
 『防長地下上申』, 『防長風土注進案』21奥阿武宰判 より作成。  
 須佐浦の浦屋敷石・浦石は毛利家文庫, 政理240「采地返上一件」(山口県文書館)による。

石は、意図的に畠石に紛れ込まされていた可能性が高いと思われる。

一方、この海域には浦方を持たない村として下田万村、惣郷村があった。しかし、いずれも村内の海岸部集落において漁業へ進出する動きが起り、下田万村湊、惣郷村尾無（御那智とも呼ばれた）にそれぞれ漁業集落が形成されていった。また、須佐村には須佐湾内に位置する須佐浦があったが、江崎湾内に位置する尾浦（大浦とも呼ばれた）に新たに漁業集落が形成された（以上、図表2参照）。いずれも藩からは浦方として公認されない存在であったが、こうした漁村の存在によって、この地域の浦方制度は複雑な様相を呈することになった。

#### 4、須佐浦と惣郷村尾無の漁場関係

##### (1) 惣郷村における漁業集落の形成

まず最初は、須佐村の南隣に位置していた惣郷村との漁場関係を見ておこう（図表3参照）。

寄組兒玉家の給領地であった惣郷村は、須佐村との間ではしばしば境論・山論が発生して境界が定まらなかったが、海境に関しては「名振の西の水落」と近世当初から確定していたようだ。ただ、この場所は須佐村よりも惣郷村の方に近かったこともあって、寄鯨や漂着朝鮮人などを惣郷村の者が先に見付けて、その帰属を巡る争論になったことが幾度かある<sup>9)</sup>。しかしその度に、「西の水落」以北への漂着に対する権利は須佐村にあることを藩に申し入れ、これが認められている。こうした事例が蓄積されていった結果、この海境は確固たるものとして定着していったのである。

この惣郷村の海岸部に位置する尾無で本格的な漁業が始まった時期は定かではない。しかし、益田家文書の元禄5(1692)年「須佐浦市兵衛覚書」<sup>10)</sup>によれば、同年より4、50年前に、石州飯浦（現・島根県益田市）から甚介・助十郎という兄弟が尾無に移住したの契機として、20年前頃（寛文・延宝期頃と推定）から集落できて漁業が始まったという。また、元禄2(1689)年の

9) 益田家文書11-34「須佐・惣郷境之次第」（元禄5年）など。

10) 益田家文書53-48。

「江崎網宇生之網代敷ニ付覚」<sup>11)</sup>には、「惣郷分浦石ハ無之所ニて候へとも、地へ付候網之義ニ候へハ、近年大敷網敷申候へ共、且而宇多・須佐より之申立も無之候」という記載があり、元禄期以前という早い段階から大敷網漁を行っていたことがわかる。これも尾無で行われたものであろうが、この当時すでにその漁業がかなりの規模に発展していた様子がかがえる。この場合、惣郷村に浦石は無いのだが、大敷網は「地に付く網」であるという理由から、本浦である宇田浦・須佐浦はこれを黙認している。これは浦石の無い地方であっても、地先海面の漁業権であれば行使可能だった原則に基づいた理由づけである。しかし、大敷網漁は一般に地方に許可されていた採藻・磯漁とは比較にならない本格的かつ大規模な漁法であり、地方百姓による農閑余業の域を超えている。これが蔵入地であれば、宇田浦や須佐浦が支障を申し立てれば差し止められた可能性も高いが、惣郷村は寄組児玉家の一郷一村知行地であり、給領主の海に対する支配権に配慮して黙認されたと考えるべきだろう。

元禄11(1698)年5月には、惣郷村庄屋久左衛門が、須佐浦・江崎浦に対し、「名振西ノ水落より宇田境迄之間ニ而今年より鰯之立網取立可申」と伺いを立てている<sup>12)</sup>。これに対して、須佐浦庄屋勘平次は、海境以南での操業であれば支障の無い旨、返答した。自浦の漁場を侵害しない以上、地方による地先海面での漁業は問題ないとするのが、須佐浦の姿勢であった。しかし、西の宇田浦、北の須佐浦によって、前海の漁場を挟まれた惣郷村では、その漁業の発展のためには漁場の確保が非常に重要な問題であったから、わざわざ須佐・江崎の本浦へ確認を取ったのである。同様の伺いは、西隣の宇田浦に対しても行われたと推測される。このように、地方の漁業は、例え自村の前海における漁であろうと、常に本浦の意向を確認せざるを得ない立場にあったのである。

そこで惣郷村では、その漁業権確保のため、浦方を指向する動きを見せるようになる。例えば、宝暦3(1753)年の須佐村の「地下上申」(須佐村石高

11) 益田家文書20-11。

12) 益田家文書53-39「惣郷村庄屋久左衛門書状」。

図表3 須佐浦と惣郷村尾無の漁場関係図



由来境目書)の海上境目の部分には「御上米・流人等通船之節は、漕船等請取渡之儀も当浦(須佐浦・筆者註)より宇田浦え、右いちごくり通りニて請渡仕来り、惣郷ノ御那智(尾無・同上)浦より船出候得共、惣郷へは渡不申(傍点筆者)」という記述がある。幕府の城米輸送船や隠岐への流人船などの沖合通行に際し、須佐浦が漕船を差し出す場合、その担当は宇田浦との海境である「いちごくり」までで、ここで宇田浦の漕船に引き渡していたのだが、この時、惣郷村尾無が漕船を差し出しても、決して惣郷には引き渡さないことがわざわざ述べられている(傍点部)。幕府の御用船に対する漕船の提供は、浦方だけに課された「浦役」であり、惣郷村にその義務は無いはずであった。にもかかわらず、惣郷村は自発的に漕船を差し出して浦役を負担しようとしているのであり、明らかに浦方を指向しての行動と見ることが可能だろう。しかし、須佐浦も宇田浦もこれを頭から否定しており(同様の記述は宇田村の「地下上申」にも見られる)、惣郷村と本浦の間には厳然たる壁が存

在していた。

## (2) 天明4年「須佐・惣郷上地」と両村の漁場関係

ただ、惣郷村尾浦は、その後も徐々にこの地域の浦方制度にくい込んでいく。その様子は、天明4(1784)年の「須佐・惣郷上地一件」の関係史料からうかがえる。この上地一件とは、古来より境界争論の絶えなかった益田家給領須佐村と兎玉家給領惣郷村の論地一帯を、藩が一括して蔵入地に上地して紛争解決を図った際の処置である。上地部分は惣郷村に組み込まれたため、須佐村の村境は後退することになった。この時、海岸部の境界も、それまでの「西の水落」から北の「水流の尾筋」へと後退するため、これにあわせて両村の海境も変更すべきかどうかが問題となった。これについて、天明4年閏正月、当時の奥阿武郡代官村田四郎左衛門は、新たな村境にともなう海上猟場の問題について、次のような地下尋(村への諮問)を行った<sup>13)</sup>。

一右物通り(上地後の境界線・筆者註)海上之儀、引分ケ可被仰付事か共相見え候へ共、惣郷村之儀者元来浦之名目無之事ニ付、海上石茂不相備、海上諸送り之儀も須佐浦より直様宇田浦江引渡、惣郷通り之沖相とても須佐より相勤来り候由、然者須佐浦海上石之内ニ籠り居候場所と相見へ候へ共、是迄行懸り之通漁事場所旁申談可相済事かと相見え候、此段が地下格別之儀無之哉之事

但、惣郷村之者海上送加勢をも仕来り候由、依之漁事仕候義も釣役石も有之、旁是迄之通入相ニ可仕段勿論之事ニ候へ共、已来とても格別之儀者有之間敷哉之事

これによれば、本来、新たな村境が設定された以上、海上の境界もそれに合わせて引き分けるのが原則であるが、このケースでは、須佐が本浦であるのに対して、惣郷村には浦の名目がないことが重視され、単純に引き分けることに慎重な姿勢が示されている。浦でない惣郷村には海上石もなく、沖合の海上諸送り(浦役)も須佐浦が勤めているから、西の水落までの海域も、須佐浦の海上石に含まれているのではないかと、という見解である。地方の漁

13) 益田家文書7-3-6「奥阿武郡代官村田四郎左衛門地下尋之覚」(天明4年閏正月)。

業権に対する本浦の優位性が改めてうかがえる。しかしながら、その一方で、惣郷村が海上送りの加勢を行い、「釣役石」も設定された実質的な漁村であるという事情も挙げてあり、これらを勘案して、漁場や漁業に関しては従来通り相談しながら入相で行ってはどうか、という諮問をしている。

これに対する須佐浦の回答<sup>14)</sup>は、まず「なぶり沖（水流の尾筋～西の水落の間の海域）須佐浦肝要之獵場、別而大敷網代等者此所之外無御座候」と、この海域の重要性を強調し、「宇田境迄ハ須佐海上石之内ニ籠り居候場所と御見被成候通被仰付奉得其意候」と、代官の見解に賛同を示す。そして、この付近の大敷網漁業について、「惣郷村二者おなち（御那智＝尾無）沖ニ大敷網敷來、須佐ニハなぶり（名振）沖へ敷來、陸地境通りを越而ハ双方此内網敷不申候行形ニ御座候」と述べ、従来から西の水落を境にして、須佐浦・惣郷村がそれぞれの領海で大敷網を操業していたことを主張する。しかしながら、今回新たに惣郷村に組み込まれた名振の浜へ、須佐浦が大敷網番木屋を建てようとするに難色を示すなど、惣郷村は何かにつけて「兎や角と申程之所柄」であるため、須佐浦としては、「自今以後惣郷村より陸地物通り地所と申立、須佐網代へ相妨候様、又ハ惣郷より須佐浦之網場前網を敷候時者、須佐浦之網方へ差障り申儀御座候」という事態を懸念している。つまり、村境が変わり、名振浜は惣郷村の陸地になったのであるから、その地付海面や沖合は惣郷の漁場であると言い出しかねず、その結果、須佐浦の漁業権が侵害される事を何よりも危惧していたのである。このため須佐浦では、漁場については「行形ニ被仰付被遣候へハ双方差閫之儀も無御座候間、何分是迄之通被仰付被遣候様ニと奉願候」と歎願している。この場合の「行形」とは、旧村境である西の水落までを須佐浦の海境とするそれまでの漁場秩序の維持を認めてもらうことであった。

しかし、代官は、須佐浦が「肝要之獵場」と主張する名振沖の大敷網代が、実は須佐浦から遠いため、「近年ハ惣郷之者へ敷せ、尤右ニ付須佐浦へ少シ立銀仕敷ニ相聞」という情報を得ていたようである。そうであるならば、こ

14) 益田家文書29-26「御尋ニ付申上候事」（須佐村給庄屋・浦庄屋中連署、天明4年閏正月16日付）。

の海域では全ての漁を双方の入相で行っても問題はないのではないかと、須佐浦に対して再度諮問が行われた。

おそらく須佐浦側は慌てたはずである。大敷網代までもが入相となれば、従来のように惣郷村から立銀を取って入漁を認めることができなくなるばかりか、陸地を領有する惣郷側の漁業権が強化され、須佐浦の占有漁場が失われる恐れがあったからである。須佐浦では、早速、その事情を上申した<sup>15)</sup>。それによれば、近年、須佐浦の漁人は困窮しており、その経営再建（仕組）のため、やむなく名振沖の大敷網代を惣郷村尾無に預け、年に200匁～400匁の立銀（入漁税）を取って、その操業を委託しているのである、と。しかし、それでも不利になると見たのか、その後の上申では、この程度の立銀額では、仕組の財源として不足であるため、来年からはこの大敷網は惣郷村に委託せず、須佐浦自身で大敷網を敷く予定である旨を表明している。何とか旧来の漁業権と漁場を確保したい須佐浦側の意向がうかがえる。

こうした経緯の後、最終的に天明4年4月、代官は次のような地下尋を行った<sup>16)</sup>。

一海上物境之儀、此度なぶり・大狩土地被仰付、物通りニても御蔵入百姓船持も無之、全沖相等へも不仕事候へハ、御蔵入之儀ハ浜切之物境ニ被仰付、海上境浜場所之儀ハ是迄行掛り之通り西ノ水落を見渡し、須佐・惣郷之境立ニして可被差置候得ハ、双方共ニ支り之儀ハ無之哉との御事

これによれば、須佐村と惣郷村の海上物境は、従来通り「西の水落」と定められ、海岸部における惣郷村蔵入地と須佐村の境界は「浜切」とされている。つまり、須佐村の村境は後退したけれども、旧来の村境であった西の水落は今後も海上境として認め、さらにそこまでの海岸線も、引き続き須佐村の領分と認定するというものであった。したがって、海面や漁場に関する権

15) 益田家文書7-3-5「御尋ニ付申上候事」（須佐村給庄屋・浦庄屋連署）、7-3-2「御刎紙ニ付申上候事」（同）、7-3-7「御刎紙ニ付申上候事」（同）の三通が確認できる。いずれも天明4年閏正月。

16) 益田家7-3-3「地下尋ニ付申上候事」（須佐・惣郷・宇田・福田の各村庄屋・給庄屋連署、天明4年4月）。

益に限って、須佐浦は旧来の境界を認められたことになる。これに対し、「此段行懸り西ノ水落物通り境ニ被仰付置候へハ、須佐・惣郷共ニ支り之儀無御座候事」と両村が合意しており、浦方である須佐側の主張が全面的に認められたと思われる。

しかし、一旦は合意しながらも、惣郷村の側では、漁場拡大に対する未練があったようだ。翌天明5(1785)年2月14日付の「須佐惣郷上地ニ付問ひヶ条御刳紙」という史料<sup>17)</sup>によれば、惣郷村給庄屋茂狩万左衛門が、次のような上申を行っている。

一惣郷海之儀ハ惣郷支配之儀、尤西水落より須佐境迄之義も先達而絵図面之通給領私存内支配ニ可被仰付義ニ奉存候、釣漁并鯛挽等之儀ハ行形之通入相ニ可被仰付哉ニ候へ共、網抔ノ場所を立テ候漁事之儀者村境物通り切ニ被仰付被遣候様ニと奉存候事

これによれば、惣郷の海は惣郷村が支配するべきものであるから、今回新たに惣郷村となった西の水落から須佐村境までの海も、惣郷が支配して然るべきである。釣漁や鯛引漁が従来通り入相で行われるのは問題ないが、網漁のように特定の場所に定置して行われる漁業は、村境にしたがって行われるべきではないか、と主張する。つまりは、新たな村境以南の海域における網代の支配権は、惣郷にあるとする主張である。まさに、先述した須佐浦の当初の危惧通りの事態である。しかしながら、代官所の回答は「本書海上物境之儀ハ先達而地下尋書覚之様ニ、是又行形り之通被仰付候事」とあり、先に見た天明4年4月の裁定通りとされ、惣郷側の主張は却下されている。浦方ではない惣郷村の漁業権拡大の動きは、本浦優先の漁場秩序の原則によって否定されたのである。

以後、須佐浦と惣郷村尾無の間の漁業権に関する紛争はなくなるため、おそらくはこの時に、この方面の漁場秩序がほぼ確定し、それが幕末まで継続したものと思われる。

なお、この天明期の海境に関する史料の中では、惣郷村の漁業発展に注目

17) 益田家7-3-1「須佐惣郷上地ニ付問ひヶ条御刳紙」(惣郷村給庄屋・茂狩万左衛門、天明5年2月14日)。

しておかねばならない。尾無の地先海面では、大規模な定置網漁である大敷網が営まれ、さらには須佐浦から名振沖の大敷網までも預かっていたのであるから、その漁業は本浦に比肩するものにまで発展を遂げていた。しかし、北の須佐浦と西の宇田浦に漁場を押さえられていた惣郷村尾無は、非常に限られた海域でしか漁業権を確保し得なかった。この状況を打開するため、宝暦期に見られたような、本浦への指向が強まっていったのであろう。

この点に関しては、先に掲げた代官村田四郎左衛門の地下尋の中に、惣郷村の海上送り加勢と釣役石の設定という非常に興味深い記述が見られた。この内、海上送加勢については、後年（天保末年）の宇田村の「注進案」にも、宝暦期と同様「御城米其外船役之儀は惣郷へは受渡不仕<sup>18)</sup>」という記載があるので、漕船を出していたとは考えにくい。したがって、宇田浦や須佐浦の漕船に対して、舸子もしくは舸子役銀を下請的に提供していたというのが実態に近いだろう。また、「釣役石」についても、「注進案」に全く記載がないので、宝暦検地などによって藩が正式に設定したものではなかった（村の総高に含まれない）と思われる。おそらくは、給領主の児玉家が独自に設定した石高（内所務）であった可能性が高い。しかし、こうした実質的な負担を通じて、尾無が本浦なみの漁業権確保に腐心していたのは間違いない。

### （3）漁村としての尾無の性格

時代は下って天保末年（1843年頃）の惣郷村の「注進案」には、「海上石と申義ハ無御座候へとも、拾石之目安を以、大公儀海上御役目、潮煮鮑其外割合之諸役相勤来候事<sup>19)</sup>」という記述がある。この内、「10石の目安」については、文政7(1824)年正月に須佐浦庄屋が提出した須佐海上境についての「覚」に、「惣郷ヨリハ加勢石トシテ十石分、江崎・須佐・宇田・木与四ヶ浦ノ内へ出銀等加勢相成来候<sup>20)</sup>」という記述があり、その性格がうかがえる。惣郷村は、奥阿武郡宰判の四ヶ所の浦方に対し、10石分に相当する浦立銀

18) 「注進案」21奥阿武宰判, p434.

19) 同上 p.178.

20) 山口県行政文書・県庁文書・戦前A・農業506「旧藩漁業制度取調書（厚狭郡・豊浦郡・阿武郡・赤間関市）」（山口県文書館所蔵）の須佐浦の項目に所収。ただし、史料自体は明治26(1893)年の写である。

(銀100匁)を「加勢」し、幕府御用船に対する「海上御役目」や幕府献上俵物の「潮煮鮑上納」などの「浦役」も、浦石10石分相当を下請的に負担していた、ということであろう。この点は、天明期に見えた浦方への「加勢」と符合する。

しかし、あくまでも海上石が存在せず、10石分の加勢も村高に含まれる正規の石高ではないから、惣郷村尾無は依然として浦方ではなかった。この段階でも、尾無は浦方の加勢や下請け的役割をこなすことで、浦方に準ずる存在として漁業権確保の道を繋いでいたのである。こうした状況を勘案すれば、惣郷村尾無の地位は、まさに先に見た漁業集落のカテゴリーの(c)「端浦」に該当するといえる。この場合、端浦に対する本浦は、どこか特定の浦方ではなく、奥阿武郡宰判四ヶ浦であったと理解すべきである。

明治26(1893)年の「旧藩漁業制度取調書」<sup>21)</sup>では、惣郷村は藩政期中に、浦石10石に対する石貫銀100匁の上納、潮煮鮑10貝を幕府に献上、大敷網代代金500匁を旧領主(児玉家)へ上納、旧藩主参勤上下の水夫役として1人を拠出、と報告している。この負担内容は、ほぼ本浦同然という事になるのだが、藩政期中に惣郷村に浦方が置かれたという記録は管見にない<sup>22)</sup>。近代の史料であるため信憑性は疑問だが、これらの負担はやはり、須佐浦や宇田浦の浦石・浦役の一部を負担する「端浦」形態で上納されたと考えるのが無難であろう。

ただ、この近代の史料は、尾無は正規の浦方への上昇は果たせなかったものの、実質的に浦方として機能していたことを物語っている。では、尾無はなぜ、萩藩の浦方制度の間隙を縫ってこのような発展を遂げることができたのか。その要因は、同地が寄組児玉家の「一郷一村知行」村だった<sup>23)</sup>という

21) 前掲「旧藩漁業制度取調書」の惣郷浦の項目より。

22) 天保4(1833)年8月のもので推定される「直横目弥一左衛門聞書」(益田家文書17-97)には「奥阿武郡五ヶ浦と申ハ木与・宇田・惣郷・須佐・江崎ニ限りたる由」という記述が見える。このように一部の史料では惣郷村に浦があるかのような記載も見えるが、天保末年の「注進案」を見る限り、惣郷村に「浦方」は置かれていないのは明らかである。あくまでも、現状を追認した表記と考える。

23) 惣郷村の一部は天明4年に蔵入地となったが、蔵入地が村高の3分の1以下であれば、一郷一村知行権が給主に付与された。惣郷村もこれに該当する。

点に尽きるだろう。先述したように、一郷一村知行主は山野河海の支配権を行使できるのであり、これに対して藩や代官が異議を差し挟むのは憚られたし、ましてや、周辺村浦も余程のことがないと支障を申し出ることにはなかった。こうした結果が、惣郷村尾無に実質的な浦を出現させたのである。

【付記】本稿は、平成15～18年度科学研究補助金・基盤研究（A）（2）「大規模武家文書群による中近世史料学の統合的研究—萩藩家老益田家文書を素材に—」（研究代表・久留島典子，課題番号15202018）による研究成果の一部である。